

申しあげます。

○議長（末次性男君） 以上の提案理由の説明は終了しました。

いより本案に対する質疑を行いません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上を質疑を終ります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が二十九号については委員  
会付託および討論を省略し、 原案とおり不決せんことを決定  
します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。 ただいま森田秀雄

君から所定の賛成者を得、 本案は委員会付託および討論  
を省略し、 原案とおり不決されたい旨の動議が提出されまし  
たが、 本動議のとおり決することにより異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。 よって議案が二十九

号は原案とおり決いたしました。

○議長（末次性男君） この際日程が五から日程が七までを一括して上程  
いたします。

日程が五議案が三十号 福生都市計画福生加美平土地区画整理事  
業施行規定を定める条例の一部を改正する条例

日程が六議案が三十一号 福生都市計画福生武蔵野台土地区画整理  
事業施行規定を定める条例の一部を改正する条例

日程が七議案が三十二号 福生都市計画福生多々原土地区画整理  
事業施行規定を定める条例の一部を改正する条例

以上三件を一括して議題といたします。

朗読を省略したために本案について提案理由の説明を求めま  
す。 都市計画課長浅見裕康君

（都市計画課長浅見裕康君登壇）

○都市計画課長（浅見裕康君） 指名をいたしましたきまして議案が三十  
号から議案が三十二号までを一括して上程いたしますので提案

理由の説明を申しあげたいと思ひます。

なお、本会議の冒頭で提案理由の訂正をお願い申しあげましたことを深くおわび申しあげます。

この三議案はそれぞれ区更整理法五十三条の規定を受けまして、それぞれの区更整理事業の施行規程を条例で定めるところでございまして、その内容はほとんど同一になつております。

本日は提案申しあげました各条例の改正案につきましては提案理由にもご説明するように、首都圏整備法の一部を改正する法律と都市計画法がそれぞれ公布施行されておりますので、この規定に準拠いたしましたことに改正しておくべきものでございすか。ご提案が遅れましたことを深くおわび申しあげ、次をお知らせします。

改正内容といたしましては三議案ともまったく同一でございすので、便宜上一括してご説明を申しあげたいと思ひます。

まず改正の第一点は、題名および第二条中の「福生都市計画の用語の下に、事業」という字句を挿入いたします。福生都市

福生市議会

計更事業福生が美平士地区更整理事業施行規程を定める条例——というように「事業」という字句を挿入いたします。

これは都市計画として計画されておりますものと、事業として施行することが決定したものの、これらにつきましてその区分が新法によりまして定義づけられた関係で改正三条例におきまして福生都市計更事業というように改めようとするものでございす。

それから第二点につきましては、首都圏整備法におきまして福生市や近隣市町はほとんどそうでございすけれども、市街地利用区域ということと計更的都市造りをすべき地区として首都圏整備委員会から指定されてくるわけですが、これがより広域的な首都圏全体の調和をもつてさらに計更的な推進をするという意味から「近郊整備地帯」というように呼称が変わつてまいりました。これに基きまして第七条第二項第三号中の保留地処分規定で四項目ほどございすけれども、その中の字句が「市街地利用区域」となつていたので「近郊整備地帯」という名称に改めようとするものでございす。

ひお、附則におきましてこの条例は公布の日から施行すると規定させておいたしております。

以上非常に雑ばくでございますが、本三議案の説明にかえさせておいた次を申し上げます。

よろしくご審議のうえ原案とおりご決定賜りますようお願いいたします。説明にかえさせておいた次を申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上ご提案理由の説明は終了しました。

いより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上ご質疑を終ります。

○十二番(森田香雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十号、議案第三十一号

議案第三十二号については委員会付託および討論を省略し、原案とありお決されたいことを御望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま森田香雄

君から所定の賛成者を得て、本案はさういふ委員会付託および討論を省略し、原案とありお決されたい日の動議が提出されたが本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第三十号

議案第三十一号、議案第三十二号は原案とありお決いたします。

た。

○議長(末次性男君) 日程第八議案第三十三号福生市農地課税審議会条例を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたさせます。

(須崎議事係長朗読) 省略

○議長(末次性男君) 朗読を終りました。

本案について提案理由の説明を求めます。税務課長

田村忠雄君

(税務課長田村忠雄君登壇)

○税務課長(田村忠雄君) 指名によりまして議案オ三十三号福生市農地課税審議会条例につきましてご説明を申しあげます。

提案理由でございますが、本年四月に地方税法の一部が改正されまして市街化区域内の一号農地のうち特例対象農地につきましては四十七年度分の固定資産税および都市計画税に限り従来の農地としての税負担に減額する措置が講ぜられたわけでございますが、

これにつきましては先般の臨時会におきまして福生市税賦課徴収条例をご議決したたいたとありでございます。なおこの減額にあたりましては一号農地が特例農地に該当するかどうか農地課税審議会を設置いたしましたとして、その審議会の議を経て認定しなれないと定められておりますので、福生市農地課税審議会条例を設けましてその組織および運営に関する事項を定めようとするのでござります。

内容につきましては、オ一条は設置の規定を記載しまして、一号農地が特例対象農地に該当するかどうかの認定にあたるまでの内容を調査、審議するため福生市農地課税審議会を

おく規定を記載します。オ二条は委員の規定を記載しまして、審議会委員は農業あるいは都市計画およびその他の学識経験のある者五人をもって組織し、調査審議が終了したときに解散されるものといたします。オ三項の権限に属する事項を記載しますが、これは農地の実際に耕の用に供されてどうかあるいは緑化に定まるかどうかを調査審議することが審議会の権限事項でございます。オ三条は会長を記載しますが、会長は委員の互選により選出する。職務代理者は委員の中から会長が指名して定めるという規定を記載します。オ四条は会議の規定を記載しまして、審議会は会長が招集したしまして議長となりその会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、その議事は過半数で決するという規定を記載します。オ五条は庶務の規定を記載しまして、審議会の庶務は税務課において処理をするということを記載します。オ六条は委任事項を記載しまして、この条例で定めるところの審議会の運営に関して必要な事項は会長が審議会にはかつて定めるといふ規定を記載します。附則のオ一項は施行日を記載し

まして、公布の日から施行するということになります。又二項は最初の審議会ににつきましては市長が招集したつ議長となるという規定になります。

はばはた簡明でござりまするがよろしく審議のうえにお決賜りますようお願ひ申しあげまして説明を終わります。

○議長（末次性田力君） 以上の提案理由の説明は終わりました。こゝより本案に対する須疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性田力君） 以上、須疑を終ります。

○十三番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号については総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性田力君） おはのりいたします。ただいま森田秀雄君から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し審査せしめられたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決す

ることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性田力君） 異議なしと認めます。よって議案第三十三号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性田力君） この際日程第九から日程十三までを一括して上程いたします。

日程九議案第三十四号「東京都市町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について」

日程十議案第三十五号「東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」

日程十一議案第三十六号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」

日程十二議案第三十七号「東京都市町村交通災害共済組合規

約の変更について

日程才十三議案才三十八号東京都府村消防団員等災害補償  
等組合規約の変更について

以上五件を一括して議題といたします。

朗読を省略してただちに本案について提案理由の説明を求めます。

企画調査室長大野忠一君

（企画調査室長大野忠一君 登壇）

○企画調査室長大野忠一君（議案才三十四号から議案才三十八号までの五件について提案理由の説明を申しあげさせていただきます。）

議案才三十四号の議会議員公務災害補償組合規約、議案才三十

七号の交通災害共済組合規約、議案才三十八号の消防団員等災害

補償等組合規約の三件につきまして、去る五月に秋多町が秋川

市となりましたために名称を変更しようとするものがございます。

議案才三十五号の退職手当組合規約並びに議案才三十六号の公

平委員会共同設置規約につきまして、その三件と同様に秋多

町が秋川市になりましたためと、青梅・羽村・福生地区都市下水路

組合におきまして昨年末に事務局に専任職員がおいりました関係で  
新しくこの組合に加入が申し込まれましたので今回加入をさせようとい  
う改正がございます。

これらの団体と組織してあります団体数はこの改正案を議決

したいただきますと議案才三十四号の関係では二十三団体、議案才三十

五号が三十七団体、議案才三十六号が二十二団体、議案才三十七号が

四十団体、議案才三十八号が三十六団体でございます。これはソコ

の市町村ならびに一部事務組合と組織されてソコものがございます。

このようなことと今回の定例会でその議決をいたしました。

議案才三十八号を除きましたは都知事の許可が必要となります

のところで議決をいたしましたとして許可申請をいたしたいという

ふうな事務を進めてまいっております。

何とぞ原案とありご承諾いただきますようお願い申しあげまして

説明を終らせていただきます。

○議長（末次恒男君） 以上提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（末次性男力君） 以上、ご質疑を終ります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第三十四号から三十八号については委員会付託および討論を省略し、原案とおり可決されんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男力君） おはかりいたします。ただいま森田秀雄君

から所定の賛成者を得て、本案は、いずれも委員会付託および討論を省略し、原案とおり可決されたい。目の動議が提出されまして、本動議のとおり決するに、異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（末次性男力君） 異議なしと認めます。よって議案第三十

四号、議案第三十五号、議案第三十六号、議案第三十七号、

議案第三十八号は原案とおり可決いたしました。

○議長（末次性男力君） 日程第十四議案第三十九号昭和四十七年度福生市

一般会計補正予算第三号を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたします。

（須崎議事係長朗読）省略

○議長（末次性男力君） 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。企画調査室主幹、

生子国利君

（企画調査室主幹生子国利君登壇）

○企画調査室主幹（生子国利君） 昭和四十七年度福生市一般会計補正予

算第三号を説明いたします。

説明に入る前に、一部予算の中、訂正がありましたことを深くおわ

い申します。

今回の補正の理由は、懸案となっておりまして流域下水道経費の決定によります負担金の予算化とまた市施設の充実によってその機能の効率化をはかるために必要な費用費および事務費等早急に予算化の必要を生じた関係にあります。今回の補正の

骨子とびうております。

内容について説明を申しあげたいと思ひます。

第一条につきましてはただいま朗読いたしましたとおりでございます。七千六百六十七万円を今回追加いたしました。すなわち入金といたしまして二十億一千五十万円と定めます。とすることの趣意でございます。第二条につきましては地方債の追加でございます。

次の三ページの数値的なものについては省略いたします。補正の内容について説明を申しあげたいと思ひます。

まず、国庫支出金の国庫負担金三千七百万六千円は精神薄弱者福祉負担金としての国の負担として十分の八でございます。都支助金の都負担金として九千四百円は、国庫負担金と関連いたします。精神薄弱者福祉負担金の都負担金として十分の二でございます。合せて、国と都の分で十分の十という入金になつております。都補助金の三千三百万七千円は、振替交付金の一般分を二百三百万円と見まして、さらに老人クラブの補助金でございますが、改定差額が今回入金として入ります。したがって、今までの老人



クラブに對しましては月四千五百円でございます。今、四月九千三百円と変更になります。その差額の十八万円に對する一年分が入金として都から入ってきます。したがって合計いたしまして三百三十七万四千円が主たる収入でございます。都委託金四十六万円は、ご承知のとおり、八月の六報あるのは説明会等によつていろいろやっております。地域地区改正案の委託料でございます。次に繰越金でございますが、この二千七百万円につましてはすでに五千万円の補正等を含めまして、組んでおります。が、今回の決算の結果によりまして繰越金がほぼ確定いたしましたので、これを今回財源に充てたいとして措置した次第でございます。

参考までに申しあげます。今、国の出納閉鎖の結果におきましては七千七百十八万六千三百六十八円の繰越金がございます。

それから諸収入の雑入八百万円は、多分、河原の昭島市よりある公園の中に区画整理区域が一部入つております。ため、その整備工事負担金として公園の整備にかつて、河川敷と道路をやるということ、八百万円を

区画整理会計から一般会計のオ入へ入れております。お債に  
つきましては流域下水道の關係が主たるものでござります。この  
事業費につきましては五千三百十一万七千四円が本年度の事業費に  
ござります。そのうち起債が三千七百十一万四円にござります。  
したがりました神正額の合計が七千六百六万七千四円のオ入となっております。

次にオ入につきましての説明を申しあげます。

総務費の総務管理費百万円の補正は、と高場跡地の整地あ  
るいは整備等もありますけれどもさらに一部倉庫の利用に對し  
て不足を生じておりますので、そのらの用地といたしました、  
使用しようということに、整備工事費として組んでおります。  
徴税費におきましては、先ほど上程いたしました農地課税審議  
会委員さんの報酬として三万円を計上いたしました。民生費  
におきまして百五十万七千四円、これは先ほどオ入で説明を申し  
あげました老人クラブの補助金と精神薄弱者施設の収容者に  
對する扶助費などを合わせたとのであります。次に三ページの

土木費におきましては七千三百二十七万七千四円でございますが、ご承知  
のとおり流域下水道の負担分としましては、市公営下水道関  
係の基本調査費などござります。公営下水道の設計委託に  
つきましては一千七十万四円、流域下水道の負担金は五千三百十一万七  
千四円にござります。このうち先ほど説明いたしました三千七百十  
万四円が起債に入ってくるわけにござります。なお福生緑地整備

の關係で区画整理事業会計からオ入に入ります。公園の整備  
事業としての八百万四円がこれに含まれております。それに神明公園  
の公衆便所や整地等の整備工事費として百万円等と合わせ七千三百  
二十七万七千四円の補正をいたしてある次第にござります。それから予  
備費としましてオ入オ入の収支を合わせると關係が二十五万三千  
四円を充たしまして、合計オ入オ入を合わせると七千六百六万七千四  
円を補正いたしました。総額二十億一千五十万四円にござります。

なおオ入二表の地方債補正にござりますが、先ほど申しあげまし  
たとおり今回の流域下水道の關係によります起債三千七百十萬四  
円を今回補正いたしました。起債額合計が一億二千八百八十萬四円を本年

度借入れようとするものがあります。

以上はなほだ難い説明を申し上げますが、慎重審議のうえ  
お決くださるようお願ひいたしますし、説明にかえさせましたき  
です。

○議長（末次性田君） 以上は提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○一番（貫井喜代次君） 質問を申しあげます。

繰越金についてですが、ただいま説明がありましたが、  
去る三月定例会において繰越金が三千万円計上されております。  
当初予算編成当時から四ヵ月くらい経過しているのだからその間の事情も  
変わっております。したがって三月定例会の時点における収入増  
あるいは予算執行残等の見通しにおいて決算時における繰越金の  
見込み額はどのくらいになるか。——という質問をしたわけですが、  
その回答は、オ入で三千万円はかたいと。それから執行残が約二千  
万円くらいになる。——ということがありました。その同じ  
今期中に繰越金のように補正第一号が提出され繰越金が二千万円補正

さいで五千万円と変わったわけを申し上げます。したがって繰越金は

生主幹が説明したとおり初めは五千万円が計上されたので私はわず  
かば端数が今後出るのではなからうかと思つておりました。今回の

補正第一号でさらにまた二千七百万円という多額の繰越金が計上さ  
れております。当初の三千万円が七千七百万円という数

字になつてあるわけを申し上げます。この数字を見ますとあまり

にも見通しがずさん、ずさんという誤りがあるのを知りませんけ  
れども、そのような気がするわけを申し上げます。先ほどの説明によ

り七千七百六十八万五千円が現在の決算額になるという説明を申しまし  
たけれども、私が三月定例会で質問したようにそれでは五千万円が七

千万円になつたという内容においてはたして収入増が当時の見  
込みよりふえたのか、あるいは予算の執行残がとれただけふえたのか

この点についてお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひいたし  
ます。

○企画調査室主幹（主子国利君） ただいまの繰越金については、

たしかに当初予算のときに質問を受けました際に繰越